

令和8年度「お試しテレワーク体験事業」募集要領

静岡市総合政策局総合政策課

1. 事業概要

本市は、テレワーカー移住の促進を目的として、本市への移住を検討している「お試し住宅体験事業」利用者を対象に「お試しテレワーク体験事業（以下「本事業」という。）」を実施します。本事業利用者（以下「利用者」という。）には、本市が連携する市内コワーキングスペース・シェアオフィスをサテライトオフィスとして活用していただき、本市に一定期間滞在しながらテレワークによる業務を行っていただくとともに、本市が実施するヒアリング及びアンケートに御協力いただきます。なお、本事業に参加するにあたり発生する「会場施設利用料」については、本市が一部を負担します。

2. 事業期間

令和8年6月1日（月）～令和9年3月5日（金）

なお、予算の上限に達した場合、上記期間内に募集を終了することがあります。

3. 事業内容

- (1) 「お試し住宅体験事業」を利用する方が、本市内コワーキング施設でテレワーク勤務を実施
- (2) 本市によるヒアリング・アンケート等への協力

4. 参加期間

本事業により本市内に滞在しテレワークによる業務を行っていただく期間は、連続した期間で、最長3日とします。ただし、土、日及び祝日の施設体験料は補助対象外です。

5. 対象

「お試し住宅体験事業（市営清水船原団地）」利用者

6. 実施会場

「別表1（利用可能施設一覧）」のとおり

7. 事業の費用負担

- (1) 本事業に係る費用は、下記の項目について「別表2（費用負担上限額）」で定める上限の範囲内で本市が負担します。
- (2) 「別表2」の上限を超える分については、利用者にて御負担ください。
- (3) 本事業に係る「会場施設利用料」の本市負担分は、本市が施設に直接支払います。

8. 募集期間

令和8年6月1日（月）から予算の上限に達するまで

9. 申込方法

利用を希望する場合は、お試し住宅利用申し込み時、電子フォームから申込を行ってください。

電子フォームでは、希望する利用日時、利用施設、利用人数をご入力いただきます。

なお、申込後に利用者等の変更があった場合は、速やかにメールまたはお電話にてご連絡ください。利用申込後の変更については、利用 1 週間前までにご連絡ください。それ以後の変更については、原則お受けいたしかねますので、御了承ください。

10. 利用者の決定

申込後、先着順により利用者を受付けます。（申込状況により、利用日時、利用人数を変更・調整していただく場合や、利用をお断りする場合があります。）

11. 留意事項

本事業は、原則おひとりさま 1 回のみの利用となります。

12. 問合せ



静岡市 総合政策局 総合政策課 人口減少対策推進係（静岡市葵区追手町 5 番 1 号）

メール：kikaku@city.shizuoka.lg.jp

電話：054-221-1240

【別表 1】

利用可能施設一覧

施設名	所在地	WEB サイト	QR コード
LINK	葵区紺屋町 8-12	http://orangehouse-link.com	
コラボレーションスペース Otonoma	清水区三保 1303-3	https://otono.site/otonoma/	

【別表 2】

費用負担上限額

参加者 1 名当たりの上限額

会場施設利用料
1,650円/日

※ 注 1 会場施設使用料について

- 会場施設使用料は、コワーキングスペースのフリースペースの使用に係る費用です。費用負担上限額を超える額やフリースペース以外の使用料については、利用者が、直接施設にお支払ください。
- 会場施設については市が予約し、施設の利用確認後に市が費用負担上限額内の使用料を直接施設へ支払います。
- テレワークの実施に必要な備品（PC、ケーブルやその他周辺機器等）については、御自身で準備いただく必要があります。
- 会議室、テレカンルームや個室の利用を御希望の方は、御自身で調達してください。（市で調達、調整はしません）

※ 注 2 交通費について

- 実施会場までの交通費は、利用者の負担とします。